

## 令和7年度 箱根町公有財産売却 日程

### ① 仮参加申込み期間

令和8年1月14日(水) 13時から 同年2月3日(火) 14時まで

### ② 参加本申込み期間

令和8年1月14日(水) 13時から 同年2月3日(火) 14時まで

### ③ 入札期間

令和8年2月17日(火) 13時から 同年2月24日(火) 13時まで

### ④ 開札

令和8年2月24日(火) 13時から

### ⑤ 入札確定日時（落札者決定）

令和8年2月26日(木) 17時

### ⑥ 契約締結および必要書類提出期限

令和8年3月3日(火) 17時

### ⑦ 売払代金納入期限

令和8年3月10日(火) 14時30分

## インターネット公有財産売却の流れ

### ①会員登録

KSI 官公庁オークションページ上部にある「会員登録」ボタンから会員登録をしてください。

### ②参加仮申込み

KSI 官公庁オークションに参加するには、指定された期間内に入札したい物件ごとに参加申込みをする必要があります。

参加申込み時には、参加者情報を入力する必要があります、必ず住民登録などされている住所・氏名（法人の場合は商業登記簿などに登記されている所在地・名称・代表者名）を登録してください。

### ③入札保証金の納付

入札保証金は、箱根町が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低入札価格）の 100 分 10 以上の金額を定めます。

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要となり、町が指定する方法（銀行振込）で納付してください。

### ④必要書類の提出

参加仮申込みを行った後、箱根町のホームページより①「公有財産売却一般競争入札参加申込書」を印刷し必要事項を記入・押印後、参加される方の身分を証明するため、②住民票の写し（世帯の一部）又は商業法人登記事項証明書（法人の場合）、③印鑑登録証明書または印鑑証明書（法人の場合）、④暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書を箱根町に持参か書留又は配達記録で郵送（申込締切日の消印有効）してください。

### ⑤参加本申込み

入札保証金納付後に必要書類の提出など、すべての手続きを終えると本申込み完了となります。

※「仮申込み」の状態では入札に参加することはできません。

「仮申込み」の手続を終えることで、官公庁オークション上で入札が可能になります。

### ⑥入札

入札期間中に官公庁オークション上の箱根町公有財産売却のページに入札金額を入力（登録）してください。

※参加申込みをした物件にのみ入札可能です。参加申込みを行った会員識別番号のログイン ID（メールアドレス）でログインして入札してください。

※入札できる回数は 1 回のみです。入札を確定すると、一度入札した物件の入

札額は変更できません。取り消しもできませんのでご注意ください。

## ⑦落札者の決定

入札期間終了後に開札を行い、入札金額が予定価格（最低入札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合には、自動抽選で落札者を決定します。

## ⑧契約の締結

落札者の決定後、箱根町総務部財務課から落札者に対して、メールにより契約締結に関する案内をします。

## ⑨売払代金の残金の納付

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金または契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

※箱根町が送付する納入通知書により納付する方法のみとなります。クレジットカードによる納付はできませんのでご注意ください。

## ⑩公有財産の権利移転・引渡し

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。